

議案第 5 5 号

前橋市開発行為許可等手数料条例の改正について

令和 7 年 3 月 4 日提出

前橋市長 小 川 晶

前橋市開発行為許可等手数料条例の一部を改正する条例

前橋市開発行為許可等手数料条例（平成 1 2 年前橋市条例第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「という。）」の次に「及び都市計画法施行規則（昭和 4 4 年建設省令第 4 9 号。以下「省令」という。）」を加える。

第 3 条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

第 4 条を第 5 条とし、第 3 条の次に次の 1 条を加える。

（手数料の減免）

第 4 条 市長は、特別の理由があると認めたときは、この条例に定める手数料を減額し、又は免除することができる。

別表に次のように加える。

8 省令第 6 0 条の規定により 証明書 _の 交付を申請する 者	証明書 _の 交付 1 件につき 4 , 0 0 0 円
--	--

附 則

この条例は、令和 7 年 5 月 2 6 日から施行する。